

正副会長の活動状況

会務報告

日本弁理士会副会長 山崎 高明

はじめに

平成22年度も開始から3ヶ月が経過し、去る7月1日には、弁理士の日記念式典及び祝賀会が開催され、無事修了致しました。すでに半分くらいが過ぎたような感覚がありますが、未だ1/4です。会務に慣れてきた面もありますが、若干疲れも出てきている今日この頃です。

このような状況の下、担当する委員会等での活動状況について、以下順不同で説明します。

財務委員会

財務委員会は、日本弁理士会の財務、会計に関する種々の問題の検討を担当する委員会です。私はこの委員会の昨年度委員長でしたので、継続する検討課題等については認識しており、この点においては活動しやすい状況にあるといえます。

しかしながら、会計についてはもとより門外漢ですので、委員の先生方をはじめ、顧問会計士の先生や事務局の方々の助言を仰ぎながら、なんとか活動しているという状況でもあります。

会計について専門知識をお持ちの弁理士はそれほど多くないと思われるので、実はこの委員会は、日本弁理士会にとって極めて重要な委員会ではないかと思っております。

今年度は、全国の各支部における研修活動と、特別会計研修事業費との関係を検討しております。

福利厚生委員会

日本弁理士会における福利厚生も時代とともに変化しており、特に、共済制度が廃止された現在において、福利厚生のあり方そのものが問われている委員会ではあります。一方で、日本弁理士会に限らず、福利厚生のない団体というものはあり得ないので、その意味で

重要な委員会であると思っています。

今年度は、昨年度中に決定されていた「会務活動中における事故による傷害に関する保険への加入」を具体的に進めており、近々に全会員に対して、保険の利用に関するお知らせが行える予定となっています。

また、共済制度が復活される可能性も出てきていますので、このことについても注視しています。

例規委員会

例規委員会は、他の各委員会、各外部機関及び各支部より答申され執行役員会により承認された例規の改正案を検討し、例規としての不備や矛盾のないように検討する委員会です。各委員会等の答申に基づいて執行役員会が行った制度設計が、正しく例規に表現されているかということが、検討の中心課題となります。

各委員会等からの答申は順次出てきますので、例規委員会への諮問は、常に突然で、かつ、緊急のものとなってしまいます。この点では、委員の先生方には、ご負担をお掛けしていると思います。

日本弁理士会の例規、すなわち、会則から内規、細則までの全てを含めると、これは膨大なものとなり、その中には不備を生じてしまっているものも少なくないので、この委員会の仕事が尽きることはありません。

弁理士法改正特別委員会

この委員会は、近い将来に予想される弁理士法の改正に向けて、日本弁理士会の意思決定のための準備、実行を検討する委員会です。法改正の動きは、日本弁理士会の意のままにはコントロールできない部分が多く、困難な問題も多いですが、動き始めてしまったときに会としての意思決定がなされていないと、法改正の好機を活かせなくなってしまいます。

今年度中には具体的な改正の動きはないと予想しておりますが、準備をしておくことが重要です。

関東支部

関東支部は、私も昨年度の役員を務めさせて戴きましたので、活動内容については認識しており、活動しやすい状況にあるといえます。

関東支部は、会員数では圧倒的に他の支部より多い組織ですが、支部活動の歴史は決して長くはありません。そのため、支部として未完成の部分も当然に存在しています。現在の「全国支部化」の制度が発足してから作られた支部である点は、当該制度の発足前から事実上の支部活動をしていた近畿支部及び東海支部とは、良くも悪くも異なっております。

現行の支部制度そのものに種々の問題が内在していることも感じており、このことも踏まえて、また、このことを支部の役員及び各会員に理解して戴きながら、活動してゆこうと思っております。

監事会

監事会担当副会長には、財務担当と会務担当がおり、私は財務担当として、日本弁理士会の財務状況を月1回のペースで監事会において報告させて戴いております。

今年度の監事会は、未だ2回しか開催されておりましたが、毎回、当会の活動を正常、適正に保たんとする監事の先生方の熱心な議論を拝聴させて戴いております。

なお、監事会担当副会長は、幹事会への説明を行う立場であり、幹事会における議論に参加する立場にはありません。

おわりに

平成22年度は、あと3/4が残っています。今後は、これまで以上に当会全体の活動内容を十分に把握しながら、担当分野のみならず、他の分野についても積極的にお手伝いできるように努力する所存です。

以上